

とやま県産材シンボルマークの使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は「とやま県産材シンボルマーク」(以下「マーク」という)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(とやま県産材の定義)

第2条 とやま県産材(以下「県産材」という)とは、富山県内の森林から伐採された原木(素材)を、製材・加工したものとする。

(マークの図柄)

第3条 マークの図柄は別紙1に定めるとおりとし、モノクロ表示を認める。

2 マークと組み合わせて文字を用いる場合は「とやま県産材」とし、その配置は別紙2に定めるとおりとする。

(マークの所有権)

第4条 マークに関する一切の権限は富山県に帰属する。

(マークの使用)

第5条 マークの使用に当たっては、別紙「とやま県産材シンボルマーク使用規定」を遵守するものとする。

2 マークの使用は無料とする。

(商標法による使用の申請)

第6条 マークを商標法(昭和34年法律第127号)第2条により使用するときは、別紙様式第1号により知事に申請書を提出しその承認を受けなければならない。

2 マークを商標法第2条第1項第1号により使用するときは、原材料の産地を明確に証明することができる県産材を使用した商品若しくはその包装に表示する場合、または当該商品に関する広告に使用する場合に限る。なお、使用する木質部全てが県産材でない場合は、県産材の使用部位を表示しなければならない。

3 知事は、使用目的等が次の各号の一に該当する場合を除き使用を承認するものとし、別紙様式第2号により申請者に通知するものとする。

- (1) 第2項に規定する条件を満たさないとき。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 県産材の信用や品位を害したり、イメージを損なうおそれがあるとき。
- (4) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として利用されるおそれがあるとき。
- (5) その他知事がマークの使用を不相当と認めるとき。

(マークの使用期間)

第7条 マークの使用を承認する期間は、承認の日から2年間とし、期間満了後も引き続きマークの使用を希望する場合は、使用期間満了の1ヶ月前までに、別紙様式第3号により承認の更新を申請しなければならない。

(材料の証明)

第8条 第6条第2項により使用する者は、当該承認を受けた商品に用いる材料の納入を受ける都度に、素材生産業者、製材等加工業者、流通業者から別紙様式第4号による証明書を徴収し、これを納入された日から3年間保存しなければならない。

2 使用者は、知事が前項に規定する証明書の提出を求めた場合には、これを提出しなければならない。

(使用承認の取消)

第9条 知事は、使用者が、次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反又は第6条第3項各号の規定に該当したことが明らかになったとき。

(2) 第8条第1項に定める証明書の内容に虚偽又は不正があったとき。

(3) 使用の承認に際し付した条件に違反したとき。

2 知事は、使用者が、前項に該当するとき、その者の名称並びに不正の内容等について、公表することができる。

3 第1項の規定による承認の取消しにより生じた損害は、使用者の負担とする。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、農林水産部森林政策課において所掌する。

附 則

この要綱は、平成19年10月10日から施行する。